北海道十勝総合振興局告示第77号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年９月18日

北海道十勝総合振興局長　　鈴木　章代

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び調達予定数量※注１

ア　塩化カルシウム水溶液(液状凍結防止剤)（１キログラム当たりの単価）　205,000ｷﾛｸﾞﾗﾑ

イ　塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）（１キログラム当たりの単価）　449,000ｷﾛｸﾞﾗﾑ

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

※注１：過去５年間の購入実績の平均に基づく予定数量であり、気象状況等により調達数量は増減する。

（２）契約の目的の仕様等　　購入仕様書のとおり

（３）契約期間　　令和８年11月１日から令和９年３月31日まで

（４）納入場所　　別紙のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）令和８年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「物品の購入」分類番号 08 各種資材類の資格を有すること。

（２）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（３）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（４）北海道内に本店、支店若しくは営業所等を有すること。

（５）当該物品に関し、購入仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年９月18日（金）から同年10月９日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで。

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先

郵便番号 080-8588　帯広市東３条南３丁目１番地

北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

電話番号 0155-26-9094

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道帯広市東３条南３丁目１番地
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　帯広市東３条南３丁目１番地
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部２階Ａ会議室

（２）入札日時　　令和８年10月20日（火）　午前11時00分

（３）開札場所　　（１）に同じ。

（４）開札日時　　（２）に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは､入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認めない。

９　落札者の決定方法

（１）北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

（２）開札の結果、予定価格の範囲内の者がいない場合は、再度入札を行う。
なお、再度入札の結果、落札に至らない場合は、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定により随意契約へ移行し、最低入札者から見積書を徴する。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12

（１）無効入札
開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第２項の規定による最低制限価格を設定していない。

（４）入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　　北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

イ　所 在 地　　郵便番号 080-8588　帯広市東３条南３丁目１番地

ウ　電話番号　　0155-26-9094

（６）前金払

前金払はしない。

（７）概算払

概算払はしない。

（８）部分払

部分払はしない。

（９）入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。